

給付適正化新事業について

1. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検・検証

- (目的・視点) 令和3年9月22日付け介護最新情報Vol.1009
- 利用者のニーズを超えた不適切なケアプランの位置付け
 - 区分限度支給額の利用割合が高い利用者
 - 入居者の自立支援や重度化防止等につながるケアプラン

① 国保連給付データからの絞り込み(+分析結果)

② 対象事業者の選定(適正化担当)

- 高齢者向け住まい等に併設等事業所の特定
- 当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出

③ ケアプラン点検の実施(委託業者)

- ケアプランのチェック
- 委託業者の介護支援専門員が高齢者向け住まい等を訪問し、簡易アセスメントを実施
- 担当ケアマネジャーと面談
- 委託業者の多種職種によるミニケア会議の実施

2. 福祉用具購入及び貸与・住宅改修におけるリハビリテーション職の介入(給付係)

- (目的・視点)
- 被保険者の自立支援や重度化防止、介護者の負担軽減等を目的に、リハビリテーション専門職の視点からケアマネ、住宅改修、福祉用具に関わる事業者への意識改革

福祉用具貸与

リハ職が利用者の自宅訪問等による利用状況の確認

現金給付(受領委任払合)の事前申請受付

福祉用具購入

住宅改修

疑義のあるもの等についてリハ職が直接ケアマネジャーに確認(委託業者)

課題分析の結果、必要に応じて利用者やその家族、担当のケアマネジャーに助言

※訪問については新型コロナウイルスまん延防止に配慮(オンライン活用有)

必要に応じて

運営指導の実施
(事業所係)

情報共有

ケアプランの再検討

3. 居宅療養管理指導費に関する研修会の実施 (医師会・歯科医師会・薬剤師会)